

令和3年9月14日

佐賀県武雄市に御寄附をいただいた皆様へ

佐賀県武雄市長 小松 政

武雄市ふるさと納税返礼品について（お詫びとお願い）

平素より、本市政に対し格別の御理解御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

また、昨年度、ふるさと納税として武雄市へ御寄附をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、貴殿よりお申込みいただいた「令和2年度産さがびより 15kg」の配送が遅れている件につきまして、7月17日にメールもしくは文書にてお詫びと御説明を申し上げたところですが、今後の本市の対応について御説明申し上げます。

今回の件につきましては、返礼品提供事業者において当該返礼品の調達ができなかったことが主な原因であり、同様の返礼品の調達に向け他の事業者と協議してまいりましたが、返礼品の調達費用は、地方税法第37条の2第2項第1号において寄附金額の3割（3,000円）以内の金額と定められており、この金額で同様の返礼品を調達できる事業者は他にありませんでした。

皆様の御期待に応えるべく最善を尽くしてまいりましたが、お申込みいただいた返礼品をお届けすることができないと判断し、誠に勝手ではございますが、その代替品として「令和3年度産さがびより新米 9kg」を送付させていただきたく存じます。お約束していた返礼品をお届けできませんこと、心よりお詫び申し上げます。

また、代替品として「令和3年度産さがびより新米 9kg」以外の品を希望される方につきましては、他にも本市の特産品を代替品として御用意いたしましたので、裏面の代替品一覧より御選択いただき、別紙回答用紙に御記入後、同封の返信用封筒にて9月30日（木）までに郵送いただきますようお願い申し上げます。

なお、お約束した返礼品をお届けできませんので、寄附金（10,000円）の返還を御希望される方に対しましては、その全額をお返しさせていただきたく存じます。御希望される方は返還先口座情報を別紙回答用紙に御記入後、同封の返信用封筒にて9月30日（木）までに郵送いただきますようお願い申し上げます。ただし、寄附金の返還を受けられた方で所得税や住民税において寄附金控除を受けている方は、修正申告等の手続きを御自身で行っていただく必要があります。

他の代替品や寄附金の返還について令和3年9月30日（木）までに別紙回答用紙にて御連絡がなかった方には、代替品「令和3年度産さがびより新米 9kg」を、収穫後の令和3年11月頃から12月にかけて発送させていただきます。

本市へ御寄附をいただいた皆様方へ多大なる御心配と御迷惑をおかけした挙句、皆様方の御期待に沿うことができなかったことにつきまして、謹んで深くお詫び申し上げます。

なお、今回の対応については本市議会を含めて協議を重ねてまいりました。その最中の8月14日、本市において記録的な大雨による災害が発生し、現在も災害復旧に取り組んでいるところであり、皆様への御報告が遅くなりましたことに対しましても重ねてお詫び申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10
武雄市企画部企画政策課ふるさと納税担当
TEL:0954-27-7036 FAX:0954-23-3816
E-mail: furusato@city.takeo.lg.jp